

入 札 説 明 書

令和8年度 第104号
クリーンセンター滋賀他 臭気等分析業務

令和8年2月

公益財団法人滋賀県環境事業公社

入札説明書

この入札説明書は、「令和8年度 第104号クリーンセンター滋賀他 臭気等分析業務」の委託に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項等

- (1) 業務名 令和8年度 第104号
クリーンセンター滋賀他 臭気等分析業務
- (2) 業務の内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入先および所在地
(納入先) 公益財団法人滋賀県環境事業公社
(所在地) 甲賀市甲賀町神 645

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に希望営業種目が大分類：役務、中分類：検査・測定・分析業務、小分類：環境計量証明で登録されている者。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、本件入札の手続きに間に合わないことがある。

- (機関名) 滋賀県会計管理局管理課
(郵便番号) 520-8577
(所在地) 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
(電話番号) 077-528-4314

- (5) 環境計量証明事業所として、「大気」で事業登録している者であること。

3 契約条項等を示す日時

- (1) 入札説明書の交付開始日時
令和8年2月24日10時00分

- (2) 入札説明書の交付場所
公益財団法人滋賀県環境事業公社ホームページ
(<https://www.shiga-kj.com>)
- (3) 入札説明会
行わない

4 質問および回答の方法等

- (1) 質問受付日時
令和8年2月24日11時00分から令和8年3月6日12時00分まで
- (2) 質問方法
質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、持参、郵送、信書便、電子メール、FAXにより、別記1に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (3) 回答方法
公益財団法人滋賀県環境事業公社ホームページで回答を行う。
- (4) 回答期日
令和8年3月11日17時00分を目途に回答する。

5 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書等

この入札に参加を希望する者は、次の（１）、（２）に示すとおり、必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類
 - ア 別紙様式1の入札参加資格確認申請書
 - イ 別紙様式1記の3の要件の確認に必要な書類
- (2) 提出方法
入札書とあわせて提出すること。
公益財団法人滋賀県環境事業公社
クリーンセンター滋賀浸出水処理施設2階見学者説明室

6 入札執行の日時および場所等

- (1) 入札締切日時
令和8年3月25日14時00分（開札場所に持参すること）
- (2) 開札の日時および場所
令和8年3月25日14時00分
公益財団法人滋賀県環境事業公社
クリーンセンター滋賀浸出水処理施設2階見学者説明室
- (3) 入札方法
紙の入札書を、入札締切日時までに次の場所に持参すること。

公益財団法人滋賀県環境事業公社

クリーンセンター滋賀浸出水処理施設 2階見学者説明室

※ 郵送または信書便による入札は認めない。

7 代理人の入札

- (1) 代理人が入札する場合は、入札前に別紙様式3の委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、本件業務に係る入札について、他の入札参加者またはその代理人となることができない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (3) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札。
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札。
- (5) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札。
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札。
- (7) 虚偽の申請等を行った者のした入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。

9 最低制限価格

本案件は、最低制限価格を設定しない。

10 保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は、納付を免除する。
- (2) 契約保証金
契約保証金は、全部の納付を免除する。

11 落札者の決定

- (1) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正はできない。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (3) 入札参加者であって、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない公社職員にくじを引かせるものとする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

12 再度の入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。
- (2) 失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

13 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内に(特別の事情があるときは、指定の期日までに)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

14 契約条項

契約書(案)のとおり。

15 その他必要な事項

- (1) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができない。
- (2) 入札参加停止期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (3) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。

- (4) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする
- (5) 不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、速やかに執行者に報告するものとする。
- (6) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。
- (7) 本件調達に関するの照会先は、別記1のとおり。

別記

1 本件調達に関する問い合わせ先(契約に関する事務を担当する所属の名称および所在地)

(機 関 名) 公益財団法人滋賀県環境事業公社

(郵 便 番 号) 520-3411

(所 在 地) 滋賀県甲賀市甲賀町神 645

(電 話 番 号) 0748-88-9191

(F A X 番 号) 0748-88-6322

(メールアドレス) ccs-kousha@ac-koka.jp

(担当者氏名) 廣瀬 佳則 (ひろせ よしのり)

(照 会 方 法) 文書により行うこと。